

一般社団法人 北海道民間社会福祉事業職員共済会
余暇支援事業実施要綱

(目的)

第 1 条 本要綱は、共済運営規程第 41 条第 2 項により定めることとし、一般社団法人北海道民間社会福祉事業職員共済会(以下「共済会」という。)の被共済職員及び社会福祉法第 102 条に基づく社会福祉法人福利厚生センター(以下「福利厚生センター」という。)の会員(010 会員)の福利厚生を充実させることを目的とする。

(実施方法)

第 2 条 共済会はこの事業の推進のため、共済会の被共済職員及び福利厚生センターの会員(010 会員)に対し、事業内容及び利用方法の周知に努めるものとする。

(利用対象事業)

第 3 条 共済会の被共済職員及び福利厚生センターの会員(010 会員)が利用できる事業は、以下の通りとする。

- (1) 各種チケット斡旋
- (2) 利用助成(施設利用割引券、スキーリフト割引券、東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券、アソビュー補助クーポン、宿泊割引券)
- (3) 研修
- (4) 募集企画(しあわせ川柳・ぬり絵など)
- (5) 健康サポート(ファミワンプラス、RIZAP セミナー・コラム)
- (6) 被共済職員交流の場の提供(グルメ企画、旅行企画、体験メニュー企画、婚活企画など)
- (7) 販売斡旋(各種ギフト券、家庭用常備薬)
- (8) 団体保険(アフラック医療保険・がん保険)
- (9) 提携企業による事業(提携宿泊施設、レンタカー、ショッピング、飲食店、冠婚葬祭、置き型社食など)
- (10) チケット等購入補助(ローチケ biz+)
- (11) 旅行補助(UQ・JTB、じゃらんコーポレートサービス)
- (12) ニュースの発行

(事業利用方法)

第 4 条 共済会の被共済職員及び福利厚生センターの会員(010 会員)が余暇支援事業を利用する場合は、申請書類の提出あるいは福利厚生センターが発行する会員証の提示など、ハンドブックまたは各事業案内に示される方法により利用するものとする。

(変更)

第 5 条 この要綱を変更する場合は、会長の決裁による。

附 則

この要綱は、2022 年 4 月 1 日から施行する。